

## 平成 16 年 4 月診療報酬改定 「参考資料」主な正誤等

(2004 年 3 月 30 日現在)

### 「改定診療報酬点数表参考資料」の正誤について

	ページ	行	誤	正
1	67	下から21	K174 水痘症手術	K174 水頭症手術
2	159	下から10	交付すること。	交付するとともに、その写しを診療録に添付するものとする。
3	159	下から8	交付すること	交付するとともに、その写しを診療録に添付すること
4	161	上から12	ウ 精神分裂病	ウ 統合失調症
5	163	下から1	算を除く。)が	算及び離島加算を除く。)が
6	176	下から1	常時	夜間、休日又は深夜に
7	177	上から4	夜間、休日又は深夜に	夜間、休日又は深夜であって、小児の救急医療の確保のために保険医療機関があらかじめ定めた時間として地域に周知された時間に
8	179	上から16	一般病棟に	病院(療養病棟、結核病棟及び精神病棟を除く。)又は診療所(療養病床に係るものを除く。)に
9	195	上から2及び5	<del>・(ア)</del>	<del>(ア)</del> <del>(ア)</del>
10	201	下から10	在宅患者訪問点滴注射指示書に指示内容を	在宅患者訪問点滴注射指示書に有効期間(7日以内に限る。)及び指示内容を

11	207	下から3	(1) 導入時に	(2) 導入時に
12	228	上から22	クロスラプス	<u>尿中</u> クロスラプス
13	233	上から11	治療管理を行った 場合限り	治療管理を行った 場合限り、区分「B0 01」 <u>特定疾患治療管理 料の「3」の悪性腫瘍特 異物質治療管理料「ロ」</u> を
14	277	上から4及び下 から16	四肢以上	2肢以上
15	278	上から11、 15及び17	老人病棟等入院患者	老人 <u>精神病</u> 棟等入院患 者
16	318	下から9	ア、イ、ウのとおり	ア又はイのとおり
17	319	上から5	活動性が高く、薬物療 法に抵抗する急性進行 性関節リウマチ患者	活動性が高く薬物療法 に抵抗する <u>関節リウマ チ患者又は発熱などの 全身症状と多関節の激 しい滑膜炎を呈し薬物 療法に抵抗する急速進 行型関節リウマチ患者</u>
18	328	下から8	「通則6」に	「通則5」に
19	368	上から5	別紙様式 <del>45</del> 17 を	別紙様式 <del>45</del> 18 を
20	382	下から1	(5)に規定する算式に より、	(6)に規定する算式によ り、
21	383	上から9	別紙様式 18 により、	別紙様式 <u>19</u> により、 別添の「別紙様式 19」 を追加する。
22	446	上から24	3か月を超えない 期間	3か月間

23	4 4 6	上から 2 4 の次に (7) として追加		(7) 算定要件中の居宅等へ退院している患者の割合については、3 か月間(暦月)の平均実績が 6 割未満とまらない範囲の一時的な変動。
24	4 4 8	上から 1 8 の次に 4 として追加		4 平成 16 年 3 月 31 日時点において、老人性痴呆疾患療養病棟を届け出ている保険医療機関にあっては、当該保険医療機関の老人性痴呆疾患療養病棟の届出を廃止し、老人性痴呆疾患治療病棟入院料 2 の届出を行った場合に限り、老人性痴呆疾患治療病棟入院料 1 及び 2 を併せて届出することができる。
25	4 9 2	上から 1 6	(1) ハイケアユニット入院医療管理料の	ハイケアユニット入院医療管理料の  注)「(1)」を削除
26	5 8 5	上から 3	退院先番号	退室先番号
27	6 1 9	上から 1 3	(言語 )	(言聴 )

28	6 2 0	下から 6	保険薬局の無菌製剤 処理加算 (薬菌) 第 号	保険薬局の無菌製剤 処理加算 (薬菌) 第 号 <u>手術の施設基準の 受理番号について、 100 分の 5 の加算を するものの受理番 号については、受理番 号に「加」(例:(加 1 ア))を付すこと。</u>
29	6 4 8	上から 3 及び下 から 1 5	血管心臓外科	心臓血管外科
30	6 5 1	上から 2 0	当該手術に関し、	経皮的冠動脈形成術、経 皮的冠動脈血栓切除術 又は経皮的冠動脈ステ ント留置術に関し、
31	6 5 7	下から 3	及び放射線治療に関す る	<u>放射線治療を専ら担当 する常勤の診療放射線 技師(放射線治療の経験 を 5 年以上有するもの に限る。)</u> 及び放射線治 療に関する
32	7 1 8 7 2 0 7 2 1 7 2 2 7 2 3 7 2 6	下から 6 下から 3 下から 4 下から 3 下から 4、6、7 下から 3	(手術名、患者の性別、 年齢、主病名、転帰)	(手術名、患者の性別、 年齢、主病名)  注)「転帰」を削除
33	7 2 8			別添の「様式 53 の 2」 のとおり改める。
34	7 2 9			別添の「様式 53 の 3」 のとおり改める。

35	7 8 3	下から 2	<p>3 管分離逆止弁付バルーン直腸カテーテルは区分「E 0 0 3」の「6」の「イ」注腸を実施した場合に算定できる。</p>	<p>ア 3 管分離逆止弁付バルーン直腸カテーテルは区分「E 0 0 3」の「6」の「イ」注腸を実施した場合に算定できる。</p> <p>イ <u>一般的名称が「腸用滅菌済みチューブ及びカテーテル」でカテーテルを固定するバルーンが内側のみのもは、3 管分離逆止弁付バルーン直腸カテーテルとして算定できる。</u></p>
<p>〔酸素吸入〕</p> <p>Q . 留意事項通知中「 J 0 2 4 」酸素吸入の部分が削除されているが、酸素吸入の取扱いはどのようになるのか。</p> <p>A . 酸素吸入については、「酸素及び窒素の購入価格」の告示日の関係から別途通知される。(日医参考資料 P . 3 7 9 参照)</p>				